

○中間報告からの変更(案)

頁	中間報告の記述	変更案
11 ～ 12	こうした点については、市長レクを経た後に変更されているため、その変更理由を明らかにすべく具体的な指示や議論などを確認したところ、記録がなく詳細がわからぬことであったが、変更前の案は所管副市長まで合意していたことからすると、現段階での調査においては、少なくとも、市長の『昇降技術』を「設置しない」という当時の意向が関係しているのではないかと推認せざるを得ない。	こうした点については、市長レクを経た後に変更されているため、その変更理由を明らかにすべく具体的な指示や議論などを確認したところ、記録がなく詳細がわからぬことであったが、変更前の案は所管副市長まで合意していたことからすると、検証委員会としては、市長の『昇降技術』を「設置しない」という当時の意向が、多少なりとも関係していたと判断する。
14	より上層階へ昇るための手段としてエレベーターを設置しない代わりに、史実に忠実な復元を公募の要件として選定した『昇降技術』を設置することへの市民理解があまりなされていない段階で、“バリアフリー”的名称を十分に検討することなく使ったことで、意見の対立が持ち込まれる背景になった可能性がないとは言い切れない。	検証委員会としては、より上層階へ昇るための手段としてエレベーターを設置しない代わりに、史実に忠実な復元を公募の要件として選定した『昇降技術』を設置することへの市民理解があまりなされていない段階で、“バリアフリー”的名称を十分に検討することなく使ったことで、意見の対立が持ち込まれる要因の1つとなつたと判断する。
17	文化庁への申請に合わせたスケジュールが優先された結果、討論会の実施そのものが目的化し作業的に準備を進めることになり、前述の特殊性を踏まえた検討作業や『昇降技術』に対する正確な情報が市民に提供されていない状況で討論会が開催されることになったものと推察される。	文化庁への申請に合わせたスケジュールが優先された結果、討論会の実施そのものが目的化し作業的に準備を進めることになり、前述の特殊性を踏まえた検討作業や『昇降技術』に対する正確な情報が市民に提供されていない状況で討論会が開催されることになったものと判断する。
17	名古屋城総合事務所の職員は、令和5年3月10日の企画から討論会開催までの間に、市長・所管副市長・局長へのレクが計31回行われ、繰り返し企画の修正・再提案を行う必要があった。年度をまたぐ企画検討のため、局長や主担当者の人事異動による職員体制の変更による各職員への負担の重さは想像に難くない。名古屋城のバリアフリーに関することは、意見の対立が存在する事項であり、4月の人事異動で職員の入れ替わりがあったものの、その背景事情や『昇降技術』の設置に向けて進めてき	名古屋城総合事務所の職員は、令和5年3月10日の企画から討論会開催までの間に、市長・所管副市長・局長へのレクが計31回行われ、繰り返し企画の修正・再提案を行う必要があった。年度をまたぐ企画検討のため、局長や主担当者の人事異動による職員体制の変更による各職員への負担の重さは想像に難くない。検証委員会としては、名古屋城のバリアフリーに関する意見の対立が存在する事項であり、4月の人事異動で職員の入れ替わりがあったものの、その背景事情や『昇降技術』の設置

	<p>た経緯を関係者が十分に理解したうえで、様々な意見が出されることを想定することが求められるにも関わらず、入念に準備する余裕がなかったことが、参加市民への配慮やさまざまな想定に至れなかつた <u>要因の1つであると推察される。</u></p>	<p>に向けて進めてきた経緯を関係者が十分に理解したうえで、様々な意見が出されることを想定することが求められるにも関わらず、入念に準備する余裕がなかったことが、参加市民への配慮やさまざまな想定に至れなかつた <u>要因の1つであると判断する。</u></p>
22	<p>なお、討論会において、事実上、『昇降技術』を設置しない意見を聞く運営がされていたが、市長レクで市民あてのアンケート等に「設置しない」可能性もあるような表現に修正されていた事実からすると、市長の『昇降技術』を「設置しない」という当時の意向が職員の意識に<u>何らか</u>影響し、こうした<u>運営に反映された可能性がまったくないとまでは言い切れないものと思われる。</u></p>	<p>なお、討論会において、事実上、『昇降技術』を設置しない意見を聞く運営がされていたが、市長レクで市民あてのアンケート等に「設置しない」可能性もあるような表現に修正されていた事実からすると、<u>検証委員会としては、</u>市長の『昇降技術』を「設置しない」という当時の意向が職員の意識に影響し、<u>少なからず、</u>こうした<u>運営にも反映されたと判断する。</u></p>
24	<p>職員が適切に動けなかつた理由として、ヒアリング結果からは、差別発言などがあつた場合の事前の想定、シミュレーションができるおらず、身体が動かなかつたといふことがあげられているが、市民が言い合いをしているところに職員が止めに入つて一旦その言い合いがおさまたことや、2人の差別発言の直後に発言した市民が、対立意見をまとめるような意見を述べたことで討論が終了し、安心したといった意見があつたことからすると、討論会を無難に終えること<u>ばかりに気が向いていたのではないかと推察される。</u></p>	<p>職員が適切に動けなかつた理由として、ヒアリング結果からは、差別発言などがあつた場合の事前の想定、シミュレーションができるおらず、身体が動かなかつたといふことがあげられているが、市民が言い合いをしているところに職員が止めに入つて一旦その言い合いがおさまたことや、2人の差別発言の直後に発言した市民が、対立意見をまとめるような意見を述べたことで討論が終了し、安心したといった意見があつたことからすると、<u>多くの意識が</u>討論会を無難に終えること<u>に向いていたものと判断する。</u></p>
24	<p>なお、無作為抽出で選ばれた市民に自由に発言いただくことについて市長が非常に重き価値を置いた発言を検討段階からしており、職員も委託業者も同様の認識でいた。こうした市長や職員が非常に重視する市民の自由な発言であったことから、制止や注意することに対して躊躇した面も<u>あったのではないかと推察される。</u></p>	<p>なお、無作為抽出で選ばれた市民に自由に発言いただくことについて市長が非常に重き価値を置いた発言を検討段階からしており、職員も委託業者も同様の認識でいた。こうした市長や職員が非常に重視する市民の自由な発言であったことから、制止や注意することに対して躊躇した面も<u>あったものと判断する。</u></p>